

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連施策に関する資料の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
0520010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第1の2	在留資格「企業内転勤」を申請する外国人は、申請に係る転勤の直前に、外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して「企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある私法の機関の機関の二の長の技術的又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。また、日本人が従事する場合と同等以上の経験を要することと要件とされている。		国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これらに外国人の負傷労働者(中東技能者)を、国内に一定条件のもとに治外法権的に受け入れる必要がある。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分シフトすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通の再活性化につながる効果がある。またそれに伴う国内の労働市場への影響については、治外法権的に特定工場の中で実施される労働基準法(最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。治安に関しては、研修生制度と違い現地ブローカーの存在がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。	C	I-III		「企業内転勤」は企業の国際化の進展に伴い、企業における人事異動による外国人の受け入れの必要性を踏まえ設けられた在留資格であり、この趣旨を逸脱して、外国で労働者を雇用し、本邦に転勤させて活動内容が同じとなく業種に従事することは事業主の単純労働者の受け入れにつながるおそれがあり、そのような緩和措置を講ずることは困難である。本件案の趣旨は、現在我が国で受け入れが認められている専門的・技術的な労働者に分類されないいわゆる単純労働者の受け入れを求めるものであると解されるが、このよう外国人労働者の受け入れは、我が国の社会に大きな影響を与え、将来的な我が国の方針にも関わることであるから、国民のコンセンサスを踏まえ慎重に対応する必要があると認めらる。本邦方針であり、これと向かって矛盾する高規格な特区の中で実施することは不適当である。		C	I-III				1 0 0 0 1 0	個人	青森県	法務省 厚生労働省
0520020	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	弁護士法第72条、第7条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行わない。また、その違反者には罰則が科される。		行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行うことができる。2003年成立の改正弁護士法第72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁護士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反という音がいる。行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を利用できるように国内の利便性が向上する。なお、行政書士試験(民法等法令科目が主眼)により能力担保がなされておらず、行政書士法と行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされていない。	C	I		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	2003年成立の改正弁護士法72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁護士法、税理士法)が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業法が各士業法に基づいて行なう場合は弁護士法72条の規制の対象外になると理解している。この理解が正しいのか、法務省の見解を伺いたい。		C	I			1 0 1 0 2 0	個人	香川県	総務省 法務省
0520030	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	弁護士法第72条、第7条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行わない。また、その違反者には罰則が科される。		行政書士が「紛争性のない契約締結代理業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行う行為の意味を含むものと解釈される。」(総務省行政書士二部制期「行政書士法の一部改正について」(地方自治法64号政資「2001年」)とある。国民が安心して行政書士「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。法務省が総務省の有権解釈を否定することは趣意行為である。「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に紛争性のない契約締結代理業務が弁護士法72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉学はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。	C	I		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	当該案は、「弁護士法72条が規制対象としているのは、『紛争性のある法律事務』に、紛争性のない法律事務は規制対象外である。」との見解に立っている。この理解が正しいのか、法務省の見解を伺いたい。		C	I			1 0 1 0 5 0	個人	香川県	総務省 法務省
0520040	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	短期間の観光、講習、または会合への参加等の目的で外国に入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。(在留期間は最長90日)		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、発給に必要な条件には、在留資格が認められたことにより、通常5業務日程度で発給されること、「広島 平和巡礼」という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は発給とする。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための「平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランド」の確立を図る目的で、地球人類の未来を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す案は、ヒロシマの復興、民衆、宗教を超えた真の平和発展を促す。 「広島再生」には内湾中心の経済活性化が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの推進を促し、一大土木観光事業「未来の世界遺産「バウムクーヘン」の街 HIROSHIMA」の確立の契機とした。	D	I		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	本提案理由を単なる「観光目的」「平和体験学習」と捉えられての「回答」であれば、大きな誤解です。提案理由にも「広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランド』の確立」を目的とし掲げますように、本提案の目的は「平和巡礼」にあります。「平和巡礼」において「国民・宗教を超えた真の平和対話」を推進する HIROSHIMA において「広島」を「平和巡礼」として世界平和の象徴とする。「平和巡礼」とはヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「広島再生」に向けた未来の世界遺産づくりでもあります。		C	I			1 0 2 1 0 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省
0520050	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	我が国で治療等を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を行っており、治療が目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所要の審査を行った上で、これを認めると、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。		外国人患者が、日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関を受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病気によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。 (対象となる医療機関) 一時的な治療とすとして国の認定を受けた医療機関(認定の条件例) ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	F	III		治療を受ける目的で我が国へ入国、在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を行っており、滞在が目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所要の審査を行った上で、これを認めると、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、回答された。	関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。この場合、①査証を目的とせず、外国人患者に対し、保険金に準じた自費診療水準を有する、医療提供体制に支障を来さぬよう、国として配慮・支援を行う。②医療通訳等の外国人受け入れ体制を整えている。③査証は、外国人患者の個人医療機関に対し定期的に監査を行い、これらに問題がある場合は査証を指導するとともに、監査結果を公表することが必要。」との意見が出ており、制度構築に向けた配慮願いたい。		F	III			1 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 措置に係る規制 の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置 内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・係 府省庁		
0520060	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第三、第四、第五、別表第一の二、別表第一の三、別表第一の四、別表第一の五	所定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子については、在留資格「家族滞在」が付与される。また、「特定活動」の在留資格をもって在留する者でいかなる特定研究等活動又は特定経理活動を行うもの親については、「特定活動」の在留資格により入国・在留が認められる。		成長産業分野で資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人に在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を置いている。これら大企業は地域経済に大きく資するほか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども国際に含む、高度な人材の確保は、外国人と日本人が共生して発展してきた地域の経済成長や雇創出に不可欠である。いかなる高度人材の確保が認められたと見做され、当地地によって関係に重要である外国人経営者や親の親戚で入国が困難になったり、在留を断念することがない、親の活動を「特定活動」に加えようとするものである。 なお、本提案は適用時期を限定しており、家族滞在の拡大を求めたものではなく、一定の条件をみず経営者が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。	C	I-III	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親については、政府として移民の受け入れ政策をとっていないことから、例外事情がある場合を除き長期の在留を認めないことである。他方、高度人材に関しては、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において「優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの方向性について示すと同時に、実施に向けて前向きに検討すべきではないか。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答したい。」	回答で「親の帯同について検討する」としているが、結論を待てる時期、内容、方向性等について示すと同時に、実施に向けて前向きに検討すべきではないか。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答したい。	政府の「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)において、「職歴や実績等に優れた外国人に対し、ポイント制を導入し、出入国管理上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」となっており、この対応の中で高度人材の親の帯同についても検討することである。したがって、今後、これら高度人材の親や家族の在留制度について、成長産業分野で、資本金1億円以上の本社設置外資系企業の「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親の帯同について、親の帯同を特例的に認める対象に含めよう、その方向性について具体的な内容及びその時期に関する一定の進捗を提示したい。	ポイント制を通じて高度人材の出入国管理上の優遇措置については今年度中に検討し結論を得ることとしている。 当該制度については、イノベーションと高い付加価値のあるサービス等を生み出すなど、我が国が戦略的に優遇を促進していくべき人材、例えば①研究者、科学者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、②医師や弁護士、情報通信分野等の技術者など高度な資格・専門知識・技術を有する「高度専門・技術分野」の人材、③企業の経営者や上級幹部などの「経営・管理分野」の人材等対象として「学歴」「資格」「職歴」「研究実績」など分野の特性に応じて設定した所定の項目について、項目毎にポイントを付与しポイントが一定点数に達した者に対し出入国管理上の優遇措置を講ずることを検討しているところ。従って、資本金1億円以上の外資系企業に勤務することのみをもって特定の在留資格の外国人に対し一律に措置を講ずることは想定していない。						1 0 0 3 0 0 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
0520070	一般ビザ(文化活動)について在留期間の延長と就労を可能とする規制緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第三条	取入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技術については専門的な研究を行い若しくは専門家等の指導を受けてこれを修得する活動を行う場合、在留資格「文化活動」が付与される。		外国人が日本料理店で研修を経て就労し、必要期間、京都の食文化や京料理の知識・技術を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する機会となり、観光立国日本の戦略的拠点として重要な役割を担うことが期待される。また、特定非営利活動法人(特定NPO)は、2005年以降毎年、海外より研修の料理人を招聘し、研修を行っており、これまでに総数24名の料理人を迎え、その中には出身国において影響力のある料理人を想定している。	D-C	I-III	在留資格「文化活動」の在留期間が一年又は六月とされており、在留期間の延長も可能であることから、現行制度においても年度別の在留が可能である。なお、「文化活動」は就労することができない在留資格であり、本邦滞在の経費支弁や滞在費を確保する必要があることから、最長の在留期間(1年)とされている。 他方、「文化活動」の在留資格は、上述の通り就労することができない在留資格であり、日本料理店で就労しながら日本料理の文化や知識を修得する活動(「文化活動」)の在留資格としては「技能実習」が整備されたことにより、受け入れ期間と出立期間の期間や修学による修習など入管法令上一定の要件を満たした上で、当該制度の活用を検討されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	技能実習は、発展途上国等の人材育成や技術移転を支援する目的とする制度であり、海外料理人が日本料理店で就労しながら本格的な日本料理を修得することで、日本料理の海外普及や就労者の向上を目指す本提案とは趣旨が異なるものである。 仮に技能実習制度を活用するとしても、技能修得の目的に十分な期間が確保できないといった課題に加え、受け入れ主体についても適切な要件が課せられることとなる。その活用は事実上極めて困難である。 したがって、本提案の本案の趣旨にのみ、在留資格「文化活動」において就労を可能とする。当該資格の要件緩和と改めを求めるとする。当該資格の要件緩和と改めを求めるとする。	入管法は在留資格制度を採用しているところ、行方と活動の内容に応じて付与される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されており、就労資格として規定されている在留資格を付与されなければ、就労活動を行うことはできない。 併せて回答したい。在留資格「文化活動」は非就労資格であり、そもそも就労活動を行うことはできない在留資格である。また、同在留資格は、国際的な学術・文化交流の促進を踏まえ、国際的な相互理解の促進に寄与するものとして、専門家の指導を受けて我が国特有の文化を修得等しようとする者を受け入れるための、平成三年の入管法改正の際に非就労資格として新設されたものであるところ、同在留資格がどのような位置付け規定をする必要性や相当性については現時点でも賛同がない。 したがって、要項事項に対応することは困難である。				1 0 3 7 0 1 0	特定非営利活動法人日本料理アカデミー、京都市	京都府	法務省			
0520080	外国人弁護士のライセンス認可による日本のビジネスモデル化のサポート(外国法事務弁護士事務所の法人化)	弁護士法30条の2、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号	外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課せられることなく、法律大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に加入する外国法事務弁護士名簿に登録を行った場合には、外国法事務弁護士として、我が国においてその資格を取得した外国(原則外国)の法廷において一定の法律事務を取り扱うことができることとされている。 本制度については、内外からの規制緩和の要望を踏まえ、これまで数回にわたり法改正を行い、規制を緩和してきた。平成15年の改正では、外国法事務弁護士が日本の弁護士との共同事業化が自由化されている。		国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を求めたい。	現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の提供が可能としているが、外国法事務弁護士は、法人組織により、法律事務を提供することが許されていない現状から、近年は、弁護士と外国法事務弁護士が連携し、取組んで関係構築を必要とするケースが増え、現行制度では、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができない(外国法共同事業)もの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。 このように、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保したものでなく、その制約的要素を整備するために、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができなくなり規制緩和を要する。弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるよう規制緩和を提案する。 そのためには、我が国の弁護士と外弁とのつながり、海外の優秀な外国法事務弁護士の確保においても有効であり、大阪府がすすめる海外企業に対しも大変有効な条件となるものである。	F	I	外国法事務弁護士が法人を設立し業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で開催された外国法事務弁護士制度研究会を設置した。この外国法事務弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に、次の2の法制の整備を要する旨を指摘し、意見を述べた。 ①外国法事務弁護士の地位が社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制 現在、法務省では、この報告書に沿った法制の検討を行っているところである。	現在、国においては「国際戦略総合特区(仮称)」の創設が行われ、本市もさまざまな規制緩和の実施等を推進しており、その意向を見据えて、平成22年度中の結論をふまねたい。	(内閣府が判断「F」に該当しないと判断し変更)	現在、法務省では、平成21年12月に取りまとめられた外国法事務弁護士制度研究会の報告書に沿った法制の検討を行っているところであり、できる限り早期に国会への法案提出を目指している。			1 0 5 7 0 2 0	大阪市	大阪府	法務省			
0520090	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	—	国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を基に、航空会社によるレーンへの確保と誘導が求められる。入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。		(1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について	大規模な国際会議の開催にあたっては、入国審査・旅費検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーン等の設置と併せて、「国際会議等」の出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を基に、航空会社によるレーンへの確保と誘導が求められる。入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。 したがって、国際会議の開催にあたっては、臨時専用レーンの設置などを併せてPRできなければならず、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから、大規模な国際会議では出席者が到着ゲートから入国審査・旅費検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の開催にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	D	—	制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長通達(平成20年2月25日)に基づき実施されている。また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに混入しようとも考えられることから、確実かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するには、航空会社による誘導が必要であるとする。	大規模な国際会議においては「航空会社」すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模な国際コンベンション開催のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取組むが国としてもその実現が望まれる。こうした観点から、立入制限区域の趣旨を損なわないようとして、制区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られた。	案内者の立入制限区域への立入は実情に応じた個別の判断により許可されていると承知しており、その場合に於いて案内者によるレーンへの確保が誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることは可能である。			1 0 5 7 0 3 0	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省				
0520100	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	—	議員・貴客以外の者の入国審査等への立入制限区域への立入りは、関係府庁から依頼への便宜供与依頼に基づき、構造安全・出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。		(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	大規模な国際会議の開催にあたっては、入国審査・旅費検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーン等の設置と併せて、「国際会議等」の出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を基に、航空会社によるレーンへの確保と誘導が求められる。入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。 したがって、国際会議の開催にあたっては、臨時専用レーンの設置などを併せてPRできなければならず、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから、大規模な国際会議では出席者が到着ゲートから入国審査・旅費検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の開催にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	—	立入制限区域への立入りの可否の判断は、航空保安、出入国管理などの観点から行われており、立入制限区域を制度化することは適当ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域への案内が期待できるが、Siboo2012のような大規模な国際コンベンションに際しては、海外参加者の利用する航空会社が複数にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模な国際コンベンション開催のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取組むが国としてもその実現が望まれる。こうした観点から、立入制限区域の趣旨を損なわないようとして、制区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られた。	立入制限区域は、航空保安、出入国管理、管轄権などの必要から設けられているものと承知している。国際会議等の誘導のための立入りについては、航空保安、出入国審査及び管轄権の確保を前提に個別に検討することとされているので、事前に関係府庁に相談いただきたい。			1 0 5 7 0 3 1	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省			

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	協定提案・関連措置に係る関係の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁				
052010	個人が所有しているエコポイントと商品引き換え券を交換するエコポイント宝くじの創設を正当化する特別法の制定	刑法185条、187条	刑法185条、187条		第16次経済改革特区に贈与贈与が取得済みのビジネスモデルプランに対して関係各者の同意はすべて法的に認められ、法的に正当化され、ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化が望まれている。政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進するため。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める ②2025年以降は、日本が世界においてデジタルエコポイントである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ③エコポイントの集約は経済活性化の活路となる ④エコポイント宝くじの創設は、ポイントとマイル部分については集約が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利行使しない期間付きで実施する事にならない。現在の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとされている。財源なき政府経済策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はポイント宝くじの創設は、エコポイント宝くじを企業発注として活用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコポイント宝くじ・住宅関連エコポイント等の合計は約3000億、専門業者が回収しよれば約4倍の36000億の経済波及効果ありと断られている。 現在実行中の予算中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを開発する事になる考えられる。いずれにしても、国民に対して、多量なポイントを手に入れ、感動・感謝・スリルが口こもて広がり、国民の中へファンシヨナルな経済思想を醸成し、これが最大のテーマであると思う。	C	I	陳情、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないもの、いずれの府省庁においても本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容については、法務省が個別に当該府省庁との協議に応じる用意はある。												総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省		
052012	小規模金融構造改革特区	利息制限法第1条	〇アクセス自由な小規模金融市場の創設(1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和 ■1年以内の貸付 上限金利 29.2% ■小規模の貸付(20万円以内) 29.2% (2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(返済規制は以下の場合は適用除外) ■返済能力があると認められる場合 返済能力の算定式 [(総収入-(必要生活費+住居費))×0.9÷年間総返済額] ■条件・貸付返済額は算定式左辺の4年分を上限 72ヶ月以内に返済完了 ■專業主たる小規模貸付 小額 上限50万円 上記(1)、(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、資金業者は府による保証を受けることを義務化 〇府独自の担保支援制度の創設 担保支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談助成のため、SIR+COを配置		〇アクセス自由な小規模金融市場の創設 ①現状 小規模金融事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の資金業者から資金調達を行うことが少ない。 ②問題点 上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなるとは、受注機会を失うと経営に支障をきたす。 ③解決策 ニューズの高い短期資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う一定の条件下、自由な市場に委ねる。 ④資金業者は、金利が高くて過剰に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 (2)について ①現状 消費者では、資金利用者の半数が融資規制に抵触しており、新たな借入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 ②問題点 融資規制に抵触する資金利用者が資金業者から融資を受ける際、資金を調達できず不安な状態に陥りかねない。 ③解決策 返済能力があると認められる場合は、融資規制の対象外とする。 ④効果 資金業者の利益を高める。 (1)(2)について ①現状 返済能力があると認められる場合は、融資規制の対象外とする。 ②問題点 返済能力があると認められる場合は、融資規制の対象外とする。 ③解決策 返済能力があると認められる場合は、融資規制の対象外とする。 ④効果 借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。			申請者である大阪府の意見・考え方を踏まえた上で判断することとした。	提案主体からの意見・考え方を踏まえた上で、速やかに検討を行い、回答された。												金融庁 法務省 消費者庁		
052013	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間等に関する情報を提供し、航空保安・出入国管理等に必要となる入国審査官の人数・入国審査官の配置を確保することにより、入国審査官の確保が図られることとなる。		①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実施し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策として我が国では、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間等に関する情報を提供し、航空保安・出入国管理等に必要となる入国審査官の人数・入国審査官の配置を確保することにより、入国審査官の確保が図られることとなる。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなかった場合は誘致効果が期待できない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘致を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。			制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーンの設置については、法務省入国管理局長(平成20年2月25日)法務省入国管理局長(第803号)により各地方入国管理局に通知されており、すべての協力を得ることには困難であり、すでに制度化されている。なお、当該臨時専用レーン等は出入国審査を要するものではなく、通常の審査により入国審査が行われるものである。また、誘致の段階でPRできなかった場合は誘致効果が期待できない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘致を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。	D		海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が複数にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模な国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に貢献している。また、誘導の段階でPRできなかった場合は誘致効果が期待できない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘致を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。												法務省
052014	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		職員・乗客以外の者の入国審査官等の立入制限区域への立入りは、関係者以外の人への便宜供与依頼に基づき、航空保安・出入国管理等に必要となる入国審査官の人数・入国審査官の配置を確保することにより、入国審査官の確保が図られることとなる。		①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実施し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策として我が国では、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間等に関する情報を提供し、航空保安・出入国管理等に必要となる入国審査官の人数・入国審査官の配置を確保することにより、入国審査官の確保が図られることとなる。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなかった場合は誘致効果が期待できない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘致を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。			立入制限区域への立入りの可否を判断し、航空保安、出入国管理などの必要から認められているものと承知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。											法務省 財務省 国土交通省			
052015	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰金が科される。		企業や市民が、行政書士に許可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの状態で行政書士が商業・法人登記申請代理業務、書類作成業務及び相談業務を行うようにして頂きたい。具体的内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨を明文化して頂きたい。	政府は、現在の不況を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしておりますが、現実には、司法書士による登記申請の独占がネックとなっており、その施策・法改正が十分に活用されない事態が生じています。 (具体的な問題については別紙をご参照ください)。 このような事態は、本来「登記申請書だけを作成する職業である司法書士が、事実を確定する書類(定款・議事録など)まで「ついでに」作成してしまうため、起こる問題です。許認可制度やビザ手続等の専門家で行政書士が関与すれば、このような事態は回避できます。 ■本提案のメリット ○ 別紙記載のよう、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。 ○ 国民にとって相談先が増えるので、(財)民法律協会に対して国が支出している予算を削減できる。 ○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する国の予算削減に繋がる。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の最大化を妨げない。 ○ 定款・議事録を作成した行政書士が、その流れで登記すれば、法務局からの質問にその場で回答することができるため、適正な登記に資する。 本提案は、オンラインに限定したもので結構です。また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考えられる場合は、まず特区にて、本当にそのようなデメリットがあるかどうか、試験実施して頂きたい。	C	I	登記申請書を作成するに当たっては、登記申請書の記載内容や添付書類の内容が関係法令等に合致するものであり、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうかを判断し、判断する能力が資格代理人には必要とされ、高度な専門性が求められる。行政書士は、業として許認可手続や定款作成等を行っていることから、行政書士にも商業・法人登記が行えることとする主体であるが、許認可手続や定款作成に必要とされる知識・商業・法人登記手続に必要とされる知識とは、要求される能力が全く別のものである。よって、行政書士が許認可手続等を行っているという実績をもって、商業・法人登記の申請業務の代理業務として行える能力も備えていることと同等視することはできず、行政書士が商業・法人登記に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業務とすることは相当ではない。													個人 滋賀県 法務省	

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要保事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁		
0520160	登記事務の地方自治体への移 管	法務省設置法第4条第2 1号、第18条第1項	法務局及び地方法務局は、法務 省の所掌事務のうち、第4条第 21号に掲げる事務（登記事 務）を分掌する。		企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスで き、かつ、現在の法務局関連の予算を削減して 地域主権を推進するため、登記事務を法務局から 地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものと考えられます。 ○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政 の効率化・合理化に資する。（そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その 自治体でなく、国の出生機関である法務局の管轄であることが不合理である。） ○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報にアク セしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。	C	I	登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の根幹を支える制度である ため、国が維持管理すべき制度である。この登記制度のうち不動産登記制 度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的状況と権利関 係を明確にして、取引の安全を図るとともに、国土・都市・農林等の国家基盤 の基礎をなしている。また、商業登記制度は、権利義務の主体となる法人を 創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度で あり、国家運営の基本をなしている。 このように、国家運営の基本をなす登記事務については、国の重要な政 策課題の実現に当たって、その企画立案部門と連携しながら制度を運用 し、あるいは見直しが必要があることから、国が企画・立案から業務執行まで 一貫して行うべきである。 以上のことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。				C	I				1 0 6 9 0 2 0	個人	滋賀県	法務省